

イギリスの文書館を訪ねて

渡辺佳子

1992年9月、京都府職員海外派遣研修生として、カナダのモントリオールで開催された第12回国際文書館評議会(I C A)大会に参加する機会が与えられ、この大会の後アメリカの国立公文書館・記録庁、ニューヨーク州公文書館・記録局とニューヨーク市記録情報局、そしてイギリスの文書館を見学することができた。アメリカでは、何人かの日本の文書館の仲間と一緒にであったが、イギリスへは一人旅であった。ここでは、編集委員から依頼があったイギリスの文書館についてその様子を紹介したいと思う。

イギリスでは国立公文書館をパブリックレコードオフィスと呼び、県(州)や市の公文書館をレコードオフィスと呼んでいる。「パブリック」を冠するのは、国立公文書館のみである。パブリックレコードオフィスでは、政府の公記録のみを保存し、レコードオフィスでは、行政機関の公記録のほか教会・企業・個人等が所蔵する資料も寄贈や寄託の形で収集保存している。

以下、訪問先別にその概要を紹介していきたいと思う。

○国立公文書館 (Public Record Office)

国立公文書館は独立した行政機関であり、創設は1838年で、現在の公文書館行政は1958年及び1967年に制定された公記録法(the Public Records Act)に基づき行われている。行政組織上の位置は、大法官(Lord Chancellor 閣僚の一人であり、議会会期中は上院議長となる)の指揮下であり、公記録管理官(Keeper of Public Records=公文書館長)のもと、3つの部から成っている。職員は約400名。施設は、チャンスリーレイン館、ポルトガルストリート分室、キュー新館、ヘイズレコードセンター(中間保管庫)の4施設である。

・キュー新館

キュー新館は、ロンドンの郊外、閑静な住宅地の奥まったところに広大な敷地を擁して位置している。近くにキュー植物園がある。建物は1977年に完成した。ここでは、1800年以降の近

代政府各省及び陸軍その他の記録を保存、公開している。書庫の収蔵スペースは、書架延長で109.7km、その広さには圧倒させられた。資料の出納は電気自動車に乗って行く。床には自動車の走行方向が矢印で示され、要所要所にはミラーが備え付けられていた。庫内の温度はそこで働く職員の健康のことを考え20℃位に保たれており、音楽が流されていた。閲覧室は3室あり、348席が確保されている。1階に利用案内のビデオが設置され、セルフサービスのレストランと喫茶コーナーがある。2階が閲覧室、その上が書庫となっているようだ。資料の閲覧請求は、レファレンスルームに備え付けられているコンピュータ端末器を利用者が操作して行う。このコンピュータは、書庫内各階のステーションに出力され、書庫内の出納担当者に伝わるようになっている。請求された資料は、リフトやコンベアを使って閲覧窓口まで送られ、請求者はあらかじめ渡されたポケットベルで窓口まで呼び出され、請求した資料を受け取るというシステムになっている。

キュー新館は、かなりの広さを有しているが更に、1995年完成をめざした増築計画があり、21世紀へ向けて設備の拡充を計るための検討がなされている。

・チャンスリーレイン館

チャンスリーレイン館はロンドンの中心街に位置し、近くには最高裁判所もある。建物は



イギリス国立公文書館 キュー新館の書庫
床の矢印は電気自動車の走行方向を示す
またコーナーにはミラー(写真右上)が取り付けられている

1851年から1902年にかけて建築されたもので、ゴシック建築の偉容を誇っている。所蔵資料は、初期から現在までの裁判所記録・1800年以前の政府の記録・センサス・少量の廃止された近代各省の記録等であり、公開されている。収蔵スペースは、書架延長で30.5km。閲覧室は4室120席。ほかにセンサスのマイクロフィルムコピーの閲覧室があり、136席が設置されている。このマイクロフィルムの利用者は非常に多く、フィルムの出納は利用者がセルフサービスで行うことになっており、省力化が図られていた。また、マイクロフィルムの目録も利用者が多く消耗が激しいので、プラスチックペーパーが使用されていた。

閲覧の請求は、キュー新館と同様にコンピュータ端末機を利用して行われている。館内の奥まった階段に上方からロープが吊されており、その先端に箱が取り付けられていたが、これはコンピュータが故障した場合の閲覧に対応するためだという。以前はこの方法が日常的に用いられていたようだ。

また、小さなミュージアムが設置されており、1086年に作成されたドゥームスティ本(税関係の記録)等が展示されている。このほか、ミュージアムショップがあり、冊子の目録・資料に関するガイドブック・絵はがき等が販売されていた。

○大ロンドン文書館 (Greater London Record Office)

1963年、ロンドン自治法 (the London Local Government Act)が制定され、1965年、同法に基づきロンドンとミドルセックスを統合した広域行政体、大ロンドン地域議会 (the Greater London Council) を設立した。この時、「ロンドン文書館 (London Record Office)」、「ミドルセックス文書館 (Middlesex Record Office)」と「ロンドン州庁図書館 (Members' Library of the London County Council)」を統合し、「大ロンドン文書館・歴史図書館 (the Greater London Record Office and History Library)」を設置した。同館では、この3施設が所蔵していた資料を引継ぐと共に、新たに大ロンドン地域議会の公記録を保存することとなった。また、

このほか地図・写真・印刷物や大ロンドンの歴史や発展の状況に関する図書を所蔵している。1985年、地方自治体法 (the Local Government Act)が制定され、翌年大ロンドン地域議会は廃止された。これに伴い、「大ロンドン文書館・歴史図書館」は、The Corporation of the City of Londonに管理されることとなった。現在、同館は、これまでどおり文書館 (Record Office)、地図・印刷物コレクション (Map and Print Collections)、歴史図書館 (History Library)、写真図書館 (Photograph Library)、修復保存 (Conservation) の5つの機能で運営されている。文書館部門では、1985年、大ロンドンの行政機関が廃止されたため、それ以降の公記録は存在しない。従って、現在の収集資料は、教会、企業、個人などからの寄付・寄託によるもののみである。

○イーストサセックス州文書館 (East Sussex Country Council Record Office)

イーストサセックス州は、ロンドンから列車で約一時間、イングランドの南岸に位置する。文書館は州都ルーイズにあり、近くには中世の城跡がある。文書館の組織は、館長 (County Archivist)のもとに、記録管理部門・文書館部門・保存修復部門の3部門から成っている。

記録管理部門は、文書館から少し離れたところにあり、州庁の各行政機関に対し記録管理についての指導・助言を行うと共に、中間保管庫・レコードセンターの役割も担っている。ここでは、州庁の各行政機関の日常的には使用されなくなった記録を保管している。これらの記録は、作成されてから7年目と25年目に保存の見直しが行われ、最終的に永年保存と決定された記録は文書館部門へ移管される。レコードセンターに移された記録は、コンピュータに入力され、行政機関からのレファレンスに速やかに対応できるよう準備されている。このコンピュータシステムは、レコードセンター内のみを対象としているが、州庁のメインコンピュータと連結させる話も出ているとのことである。

また、行政機関に対し適切な記録管理を呼び掛ける活動も積極的で、職員向けのハンドブッ

クの「記録(Records)」の項目の中にも、“情報は組織の活力である。正確で容易に入手できる情報がなければ、組織は機能しない。情報管理は、質の高い政策を確実にするための重要な部分である。”と書かれ、レコードセンターの役割を具体的に説明している。また、オープンデーを設定し、各部局の職員がレコードセンターを見学する機会を設けていた。

文書館部門は、レコードセンターから移管された永久保存記録のほか、公記録法に指定されている(本来国立公文書館で保存しなければならない地域の公記録を、国立公文書館との契約により、地域の文書館が保存すること)この地域の裁判所や病院等の記録及び民間から寄託された記録が保存され、公開されている。

イーストサセックス州では、民間(教会・企業・個人等)が所有する歴史的な記録は資産とみなされ、高額の場合は所有者に税金がかかる制度があり、それらの史料を文書館へ寄託した場合は免税の処置がなされる。このため寄託の申し出は多く、寄託された史料は返還を要求されることもないという。また、サセックス州は古くからの州であり、中世の荘園の図面、税金に関する記録等1100年頃からの記録も多くあり、ラテン語やハンドライトの記録の読解もアーキビストに要求される能力であるとされている。

保存修復部門は、コンサーバー(史料の修復の資格を有している専門職)と実習生の2人が配置されている。シープスキン(羊皮)に書かれた史料の修復、酸性紙の脱酸処理、損傷した地図等の修復及び史料の物理的な保護に関することを行っている。また、現在の技術では修復不可能な史料については、さしあたりの利用のために注意深く写真を撮り、原本は将来新しい技術の開発により修復が可能となる時期まで保管しているという。

記録の公開は、記録が作成されてから30年後に公開する。ただし個人の記録については記録が作成されてから100年後に公開する。また、情報公開条例は無く、公開する記録、公開しない記録は法律により決められているので、情報公開条例の必要性も感じないとのことであった。

今回訪問した英米両国の文書館では、1990年前後に名称の変更・組織改正・コンピュータの導入・建物の増築等何らかの変革がなされていた。このことは、情報化社会の中で文書館が一定の社会的役割を果たすために、その機能の発展的拡充を図る必要があったことを示しているように見える。英米では、古い古文書館から、情報を管理するという新しい文書館への脱皮が既になされていたという印象を受けた。

各文書館を訪問して共通に言えることは、文書館がそのサービス部門において、一般住民へのサービスと行政機関に対するサービスの二つの機能を有しているということであった。そして、この二つの機能を果たすために、歴史的資料を永久保存し、公開するというこれまでの機能に加え、行政機関の記録管理にも関わる機能が付け加えられていた。文書館が単なる学術文化施設としてのみではなく、それと同時に行政機関の内部的な情報センターとして組織の中に位置付けられているのも、今回訪問した文書館の姿であった。

また、訪問した各文書館は、大変好意的であった。館内各部署を回るツアーを設定し、館長以下スタッフと話合う場を設けてくれた。スタッフの人たちと昼食を共にし、また館長自らマイカーで駅まで送って頂いた所もあった。

特に二つ印象に残った言葉がある。それは、アメリカ国立公文書館のヘイスティング記録評価処分課長の「我々は、かつて“大きなゴミ箱”と言われていた。しかし、今は“国家の記憶(Nation's Memory)”と言われていた。」という言葉であり、また、再会を期待し合う会話の中で、「あなた方は、英語を勉強し我々のもとに訪ねてきてくれた。今度は、我々が日本のことをもっと学ばねばならないと思う。」というニューヨーク州公文書館長ハックマン氏の言葉である。ヘイスティング氏の言葉からは、これまでの努力と実績に裏付けられた大きな自信の程が伺え、また、ハックマン氏の言葉からは、共に学び合おうという謙虚な姿が伺えた。

(京都府立総合資料館)